平成２５年（フ）第２号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字迫70番地１　ロフティー滝沢203号
債務者　杉下　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口414番地29
債務者　池田　文彦
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８号
盛岡市桜台３丁目14番６号
債務者　大宮　英利
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３３１号
愛知県日進市浅田町平子４―321　レオパレスクオリティハイツ平子105号室、住民票上の住所愛知県岡崎市洞町字鷹野14番地131
債務者　藤森　由紀
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０号
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地２棟714号
債務者　佐久間義男
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４４号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ８―202号
債務者　濱川　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４１号
大阪市天王寺区勝山２丁目10番８号　シティハイツ四天王寺402号、前住所大阪市中央区瓦屋町１丁目６番８号
債務者　伊藤　　香
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１号
大阪市西淀川区佃３丁目２番27号　ブライトンテラス千船206号室
債務者　藤原　勝二
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３号
大阪府東大阪市御幸町６番18号　ドミール瓢箪山Ｂ棟101号、前住所大阪府東大阪市新池島町３丁目３番10号
債務者　細川　佳洋
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３号
大阪府豊中市服部豊町１丁目６番３―305号
債務者　清水　眞里
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４号
大阪府東大阪市足代新町15番17号　シティハイツ布施601号、前住所大阪市中央区谷町６丁目６番２号　ダイアパレス302
債務者　岡野　智香
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８号
大阪府茨木市中総持寺町４番13号エンジェリマンション206号
債務者　奥野　文子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５号
大阪市西区九条南４丁目10番11―805号
債務者　佐々木静香
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７号
大阪市平野区平野東２丁目２番28―512号
債務者　笠井　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４９号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　島袋　　弘
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７５号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地　523号棟1305号室
債務者　酒井　辰始
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５５号
神戸市垂水区南多聞台３丁目７番７―304号　末川方
債務者　岡部　幸江
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで神戸地方裁判所第３民事部